

まつしげカレーフェスタ出店募集要項

1. 趣 旨

松茂町では、地域がら海上自衛隊基地がある特色を生かし海上自衛隊徳島教育航空群の協力を得て、「第1回教育航空集団調理競技」で優勝したカレーのレシピに基づいたレトルトカレー「金曜日の金時カレー」をご当地グルメとして開発し、販売しています。また、令和3年からは陸上自衛隊の協力を得て「蓮根キーマカレー」の販売を開始しました。

そうした中で、「Matsushigate（マツシゲート）」のオープンを機に松茂町を広くアピールしようと「まつしげカレーフェスタ」を開催し、今年で5回目になりました。カレーを通じて多くの人との食による交流を一層深め、「カレーのある食の町を目指した松茂町」をアピールしていきます。

2. 開催日時 2025年10月25日（土）・26日（日）10:00～15:00

3. 開催場所 徳島県板野郡松茂町広島字三番越10番地
（交流拠点施設「Matsushigate」）

4. 主 催 松茂町
運営：一般社団法人松茂まちづくり推進機構

5. 出店条件

おかげさまで、例年、多くの団体様にご応募いただいております。主催者としても可能な限り多くの方にご出店していただきたいと考えています。つきましては、ご出店いただく団体は下記選考基準を満たしている申込み団体等に限定させていただきます。

なお、保健所の指導により、出店確定前にあらかじめ改善などをお願いする場合があります。また、出店確定後も、保健所の指導があった場合、その指摘事項について改善などをお願いすることがあります。これに応じただけでない場合には出店確定を取り消すことがあります。カレーを食するのに必要な容器・スプーンや持ち帰り用のビニール袋等については各自で準備してください。

【出店審査基準】

- ① 地域特産の食材、産品を使用していること
- ② 地域に根ざしたカレー、カレーパン等のカレー関連商品を現に店舗又はキッチンカーで販売していること
- ③ 商品のオリジナリティ、クオリティが高いもの
- ④ 商品の衛生管理及び安全性を確保していること
- ⑤ 一般的に誰しものが「カレー商品」とであると認識できるものか
（材料にスパイス等を使用しているだけでなく、しっかりと「カレー」を感じられるか）
- ⑥ 2日間出店が可能なこと
- ⑦ その他、事務局で必要と判断したことを遵守できること

以上の内容について、ご提出いただく出店申込書及び出店情報確認票等により確認させていただきます。これらにより、カレーフェスタの趣旨とそぐわないと主催者が判断した場合には、出店をお断りさせていただきます。

また、次に該当する場合は出店できません。

- (1) フリーマーケット

- (2) 鮮魚・精肉などの生鮮品の販売
- (3) 著しい臭気・騒音・振動などを発する出店内容
- (4) 刃物、薬物、火気などの危険物の販売
- (5) 来場者の個人情報収集することが目的とされるもの
- (6) 開催運営上支障があるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 法令に反するもの
- (9) その他、主催者が不適切と判断するもの

6. 1 ブースの基本仕様

【県内出店者】

- (1) テント 1張（四方幕込、長さ 3.6m×幅 3.6m）
- (2) 出店者名看板 1枚（テント吊り下げ）
- (3) テーブル 2台（長さ 1800×幅 450×高さ 700）
- (4) パイプイス 2脚
- (5) 電源 1500Wまで
- (6) ガスボンベ 1本（8kg）

【県外出店者】

上記（1）～（6）

- (7) 消火器 1本
- (8) 耐火ボード 1枚（長さ 1800×幅 450）
- (9) ガスコンロ 1台（2重・3重どちらか選択）

※火気器具をご使用いただく場合には消火器及び耐火ボードの設置が必要となります。

なお、電気を熱源とする器具も対象の火気器具となります。

※共同給排水施設は1ヶ所用意しています

※冷蔵車両を1台用意しています。スペースに限りがありますので、ゆずりあつてご利用ください

上記以外の物品もしくは上記の数以上に必要な物品がある場合は、持ち込み、またはレンタル等をご利用下さい。当会場近くに、ダスキンレントオール徳島店がございますので直接申込みして下さい。（レンタル代は出店者負担、配達回収料金は当機構負担）

7. 出店料

県内・県外：20,000円

※出店決定後に請求します。

※出店料の返金はありません。

8. 出店申込

(1) 申込方法

専用申し込みフォーム必要事項をご記入のうえお申し込みください。

なお、ご不明な点等があれば事務局までお問合せください。

〇お問い合わせ先

〒771-0220 徳島県板野郡松茂町広島字三番越10番地

（一社）松茂まちづくり推進機構 事務局 吉田

電話：088-699-5030 FAX 088-699-5040 メール：info2@matsushigate.or.jp

(2) 申込期限

第1回締切 2025年7月31日(木) 17時

最終締切 2025年8月15日(金) 12時

(3) 申込確認

申込受付後、主催者が内容確認次第「受付完了」をメールにてお送りします。

1週間以内にメールが送られてこない場合は、申請が完了していない可能性がありますので主催者(電話 088-699-5030)までご連絡ください。

9. 出店の決定について

当カレフェスタの趣旨との適合性を基準に、出店審査会で、出店の可否について審査を行った結果は、8月下旬を目処にご連絡いたします。

※出店決定のご連絡後、9月中旬にブース及び駐車情報等の入った詳しい出店マニュアル等の関係資料をお送りします。

10. 出店にかかる届出について

出店に際し、徳島県の営業許可証が必要です。県外出店者でお持ちでない方は、当機構が保健所へ代理で短期営業許可申請を一括して行います。申請時に食品衛生責任者講習会受講証明書や身分証明書等の提出を事前に依頼しますので、ご協力をお願いします。

11. 注意事項

① イベント全般に関すること

(1) 「出店申込」等の内容については、主催者より随時確認させていただくことがありますのでご了承ください。なお、出店内容等が出店要領に則っていないと判断した場合は、申し込みを取り消します。

(2) 出店決定後、出店内容により官公庁の許可が必要な場合には、出店者において対応していただき、許可証などの写しを事務局にご提出ください。

(3) 出店者は、自社のテントの一部または全部を有償無償にかかわらず、第三者または他の出店者に転貸、譲渡、交換業務委託など(以下「名義貸し」という。)はできません。

(4) キッチンカーでの出店も可能です。

(5) 出店決定後(開催日含む)において、出店内容・出店資格などが出店要領に則っていない、または「出店申込書」の内容と相違していると判断した場合は、出店内容の変更を指示する場合があります。申込みと異なる品物、サービスを扱わないでください。

(6) 主催者は、次の団体に対して申込みまたは出店決定を取り消すと同時に、次回以降の出店申込みを受け付けません。

ア 虚偽の出店申込を行った団体等

イ (3) による「名義貸し」行為に関係した団体等

ウ (5) による変更の指示に対応しない団体等

エ 主催者・運営事務局の指示に従わない団体等

オ 上記ア～エに類する行為した団体等

カ 暴力団員等や暴力団経営支配法人等、その他反社会的勢力等に該当する団体等

キ 暴力団員等と密接な関係を有する者が経営等に事実上参加している団体等

※暴力団員等とは

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

※暴力団経営支配法人等とは

法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

②設営・撤去に関すること

(7) 台風等による強風、強雨以外の雨天時は、原則開催となります（小雨決行）。出店者は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。

(8) 火気器具等の使用について

多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備・露店開設届出の提出をすることが義務付けられました。対象火気器具を使用する場合には、消火器及び耐火ボードの設置が必要となります。なお、電気を熱源とする器具（ホットプレート等）も対象火気器具となります。

イベント当日は、消防署による立会い検査がありますので、違反がある場合は出店ができません。露店開設届は主催者がとりまとめて提出します。出店者には事前にテント内図面・対象火器等の調査票の提出をお願いします。

※消火器は、対象火気器具等を使用する1露店に対して業務用消火器が1本必要（水バケツ、エアゾール式消火器具及び住宅用消火器は、消火器とみなされません）

(9) 出店ブースの看板装飾等について

強風などで危険な場合、主催者の求めに応じて、看板装飾等を取り下げてください。また、看板装飾等の取り付け、取り外し作業においては、周囲の安全を確認して行い、イベント開催中においては、看板装飾等により来場者等に危険がないように管理してください。

（看板装飾等の管理不備等によって生じた損害については、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。）

当日の出店ブースにおける掲示物や装飾品は、カレー関連商品以外の商品が一番目立つことのないようにしてください。

③食品衛生に関すること

(10) 食品を提供する従事者は、清潔な帽子、エプロンを着用し、長い髪は結ぶなど衛生管理にご注意ください。特に提供する食品の衛生面については、食中毒や異物混入等のないよう細心の注意を払ってください。

(11) 保健所の衛生検査には、必ず立ち会ってください。

(12) イベント開催中に発生したゴミに関しては松茂町のごみ分別の方法に従って分別し、会場内のゴミコンテナに持ち込んでください。また、分別が出来ていない場合はやり直ししてもらうことがあります。

- (13) 必ず主催者が指定した時間までに、共同冷蔵庫から食材などを搬出してください。なお、指定した時間以降に共同冷蔵庫に残っている食材等につきましては、廃棄させていただきます。
- (14) カレーライスを提供する場合の炊飯米は、各出店者でご用意頂くか、主催者で用意することも可能です（有料）。事前に炊飯米に関しては希望をお聞きます。

④出店ルール・マナーに関すること

- (15) テントからはみ出での出店（荷物をテント外に置く等）など来場者の通行の妨げとなる行為や、来場者に不快を与える行為（飲酒しながら営業、刺青・タトゥーを見せびらかす、過度の肌の露出等）、会場施設の破損、その他主催者が不適切であると認めた場合、当日の出店を中止させていただき、次回以降の出店申込みをお断りさせていただきます。

なお、これによって生じた損害について、主催者は一切その責任を負いません。

また、出店者の行為により事故等が発生した場合は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。

- (16) 会場内は禁煙です。会場外で喫煙をお願いします
- (17) イベント期間中の連絡について
主催者等が緊急連絡をする場合がありますので、確実に連絡を取れるようにしてください。
- (18) 原則、イベント開催時間のあいだはブースを閉めることがないようにし、やむを得ずブースを閉めなければならない時は、主催者に必ず伝えてください。
- (19) 商品提供時は、可能な限り環境に配慮した容器の使用にご協力をお願いします。

⑤その他イベントに関すること

- (20) 主催者は、管理者としての注意をもって会場全般の管理に努めますが、各出店物などの管理は出店者が責任を負うものとし、主催者は出店物の盗難、紛失、火災、損傷（風雨によるものを含む）などの損害に対して補償の責任を負いません。
- (21) 損害賠償等について
出店者が会場や他の出店者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、賠償は出店者の責任において行うものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (22) イベント終了後、後日アンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

⑥感染症対策等について

- (23) イベント開催期間中は、以下の感染症対策を行ってください。
 1. 食品を扱うスタッフは常時マスクを正しく着用してください。
 2. 手洗いや手指、使用物品等のアルコール消毒をこまめにしてください。
 3. 金銭の受け渡しは、トレー等を使うなどして手指が直接触れないようにしてください。
 4. テント内は適宜換気するようにしてください。
 5. テント内が密集状態にならないよう、人数の配置等の調整をお願いします。
 6. 従事者の食事は、出店テントの外で取ってください。
 7. 会場内を歩きまわったの呼び込み等はしないでください。
 8. その他、主催者が指示した感染対策を実施してください。
 9. イベント当日、以下の項目に当てはまる方は参加をお控えください。
 - ・体温が 37.5 度以上、または発熱症状
 - ・強い倦怠感

- ・咳、のどの痛み、息苦しさ
- ・味覚、臭覚の異常
- ・その他、風邪の症状や体調不良など